

研究費等の不正使用

～研究費等の適切な使用を行うための手続き～

研究費等の不正使用

研究費等の不正使用とは、実態を伴わない虚偽の請求によって資金を引き出して、他の目的に流用またはプールすることなどであり、法令及び学内規則等に違反して経費を使用することです。
次の行為は、私的流用の有無にかかわらず、研究費等の不正使用になります。

物品購入等

| | |
|---------|---|
| 預 け 金 | 研究費等が余ったため、物品を購入したかのように業者に架空の納品書、請求書等を作成させ、業者に支払った研究費等を管理させ、翌年度以降に別の物品等を納品させた。 |
| プ ール 金 | カラ出張や謝金等の全部または一部を返還させ、研究室等で管理すること。 |
| 品 名 替 え | 研究室等の軽微な改修工事を行うなど、使用ルール上支出できない費目に充当するため、業者に当該経費で購入可能な消耗品等を購入したかのように虚偽の書類を作成させた。 |

出張・旅費

| | |
|-----------|--|
| カ ラ 出 張 | 出張を取り止めたにもかかわらず偽りの出張報告書を提出し、不正に旅費を受領した。 |
| 水 増 し 請 求 | 格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃での書類の作成を依頼し、旅費の水増し請求を行った。 |
| 二 重 請 求 | 他機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、本学に同じ旅費申請を行い、二重に旅費を受領した。 |

謝金・給与

| | |
|-----------|--|
| カ ラ 謝 金 | 研究協力者等に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入させるなど、実態と伴わない作業時間により本学へ請求を行い、不正に研究費等を支出した。 |
| 謝 金 の 戻 し | 研究室等の運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、これを返還させ、当該経費に充てた。 |

不正使用に対する処分

不正使用を行った「個人（研究者）」に対する処分だけでなく、「研究機関（大学）」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

個人に対する処分

| | |
|-------------------|--|
| 学 内 の 処 分 | 国立大学法人宇都宮大学職員就業規則第45条の規定による懲戒解雇、停職、減給、戒告の懲戒処分、又は第47条による訓告、嚴重注意等の指導監督措置を受けます。 |
| 資 金 配 分 機 関 の 処 分 | 競争的資金には、それぞれ制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティが設けられています。詳細は当該競争的資金制度を確認してください。 |
| 法 律 上 の 処 分 | 本学又は資金配分機関から民事及び刑事告訴を受けることがあります。 |

研究機関に対する処分

研究機関に対して、次のペナルティが科せられることがあります。

| |
|--|
| 研究費の不適切処理の疑いが生じ、適切な納品検査を怠っていた場合は、研究機関が当該研究費に相当する額を返還しなければならない。 |
| 経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等が実施される。 |
| 研究機関に所属する他の研究者にも競争的資金の応募資格の停止措置が科せられる。 |

弁償及び責任

国立大学法人宇都宮大会計規程（抄）
（会計機関及び会計上の義務及び責任）
第39条 会計機関（第6条第4項に定める補助者を含む。）及び第32条の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた役員又は職員は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。
2 会計機関等は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。